

エントリーシート(重要事項確認書)

3

◆申込みにあたり重要な事項を記載しています。

◆下記事項をご確認いただき、確認欄に☑のうえ、ご署名ください。

下記事項について保護者全員で確認のうえ、同意します。

記入日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者1氏名 _____

保護者2氏名 _____

	確 認 事 項	確認欄
入 所 申 込 み に つ い て	入所選考に必要な書類は、必ず、提出期限内にご提出ください。提出期限後に届いた書類は、指数に反映することができません。	☐
	提出された書類は返却できません。写しが必要な場合は、提出前にご自身でコピーしてください。	☐
	申込みは入所希望月から年度末(3月入所)まで有効です。また、入所できなかった場合の 年度内の 再申込は不要です。ただし、翌年度以降も引き続き入所を希望する場合は、あらためて申込みが必要です。	☐
	希望園の順番は、入所のしやすさに関係しません。希望園は希望する順番に記入してください。	☐
	利用希望施設の受入月齢をご確認ください。0歳児クラスを申込みの方は、利用希望月初日に受入月齢を満たしていない場合は、入所選考の対象外となります。(申請の有効期限内に月齢が達し次第選考対象となります)。	☐
	地域型卒園児として申込みの方は、希望施設の受入定員についてよくご確認ください。2歳児と3歳児クラスに定員差がない園は、退園者がいない場合、新規の受入れがありません。	☐
	児童の健康状況や就労証明書の内容等、申請内容に虚偽があった場合、内定の取消又は退所となります。	☐
	保育施設により食物アレルギーの対応等が異なりますので、希望施設に事前にご確認ください。	☐
利 用 調 整	申込有効期限内に区外に転出した場合、申込は無効となります。(職権で申込を取り下げます。)	☐
	申込内容確認のために、職場やご家庭に連絡する場合があります。	☐
内 定 後	提出書類をもとに、申込時の状況が入所後や復職後も継続するものとして指数をつけ利用調整を行います。申込後に申込内容に変更がある場合は、ご連絡のうえ、速やかに必要書類をご提出ください。(例:就労で申込みをしたが、入園前に退職・転職をした場合、等)変更があったにも関わらず連絡なく、入所後に変更の事実が判明したときは、内定の取消又は退所となります。	☐
	申込書類の内容や児童の健康状況等について、入所先の施設と情報を共有します。	☐
	内定した場合は、入所日までに健康診断と内定施設での面談を受ける必要があります。健康診断と面談の結果、施設での受け入れが困難と判断された場合は、入所できない場合があります。	☐
保 育 料	転園が決まった場合、いかなる理由があっても現在在籍の保育施設に戻ることはできません。転園希望の意思がなくなった場合は、速やかに申込内容変更届をご提出ください。	☐
	保育料の滞納がある場合は、電話や訪問による催告を行うことがあります。	☐

(裏面あり)

以下の項目については、該当する方のみご確認のうえ、☒をつけてください。

育児休業中の方	育児休業中で申込みをした場合、入所月の翌月1日までに育児休業を取得した会社に復職できなければ、内定の取消又は退所となります。(4月入所の場合は、5月1日までに復職)	☐
	申請書類の「教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書」の【育児休業に関する項目】のうち、「育児休業を取得しており、希望する施設に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」に☑した場合、選考指数を減点し、10点で選考します。ただし、希望施設に空きがある場合は、内定となります。	☐
求職中の方	「求職」を理由に申込みをした場合は、入所月から4か月目の1日までに就労を開始し、就労開始後に「就労証明書」を提出していただきます。期限内に就労開始ができない場合は、退所となります。(4月入所の場合は、7月1日までに就労開始)	☐
就労内定の方	「就労内定」を理由に申込みをした場合は、入所月中に就労を開始することが必要です。就労開始後の「就労証明書」を提出していただき確認をとります。期限内に就労開始していないことが判明した場合は、退所となります。(4月入所の場合は、4月中の就労開始)	☐
(板橋区外から申込みする方) (転入予定のある方を含む)	利用希望月の1日までに板橋区へ転入予定のないお子さんは、一定の申込制限を設けていますので必ず事前にご確認ください。転入予定のある方でも、利用希望月の1日までに板橋区へ転入することが確認できる書類(賃貸契約書・売買契約書のコピー・売買契約書・賃貸契約書等の提出不可理由申立書等)が添付されていない場合は、板橋区民と同等の入所選考はしません。	☐
	板橋区へ転入予定で申込みをした場合、板橋区へ転入後、再度「教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書」の提出が必要となります。入所内定し、板橋区に住民登録しても、入所月の1日までに再度申込みをしない場合は、内定取消となる場合があります。期日までに、必ずご提出ください。(電子・郵送可)	☐
	同一月中に、転入前の園と板橋区の園を同時に利用することはできません。	☐